

地方独立行政法人会計基準の改訂について

平成30年3月30日
地方独立行政法人会計基準等研究会

1 会計基準改訂の経緯

平成29年に成立した地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。以下「改正法」という。）において、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の一部が改正された。この改正の一部は、「PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築」、「法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入」及び「財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実」等を目的とする独立行政法人改革と同様の趣旨により行われたものであり、独立行政法人会計基準等においては、この一環として、セグメント情報の開示の充実及び運営費交付金の業務達成基準の原則化等の改訂が行われている。

これらに加え、設立団体が二以上の場合の区分経理、公立大学法人における受託研究費等に係る業務の情報開示及び公営企業型地方独立行政法人における退職給付に係る会計処理等について検討を行い、今般、「地方独立行政法人会計基準」（以下「基準」という。）及び「地方独立行政法人会計基準注解」（以下「注解」という。）の改訂を行うこととした。

2 会計基準改訂の基本的考え方

(1) セグメント情報の開示

財務運営の透明性と説明責任を向上させるとともに、目標設定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するため、開示すべきセグメント情報を中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく情報とするとともに、開示すべきセグメント情報に総損益及び行政サービス実施コストを追加する等、セグメント情報の開示の充実を行うこととした。

ただし、運営費交付金の業務達成基準の原則化を適用しない公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人には適用しないこととした。

(2) 運営費交付金の収益化基準

経営改善・合理化努力のインセンティブを最大限機能させる運営費交付金の収益化基準として、収益化単位の業務（運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務）と運営費交付金の対応関係を明確にし、年度末時点の業務の進行状況を測定する必要がある業務達成基準によることを原則とした。

なお、期間進行基準は管理部門の活動に限って適用し、費用進行基準は、例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が発生し、業務の予算、期間等を見積もることができない場合など、業務と運営費交付金の対応関係が示されない場合に限り、支出額を限度に収益化することとした。

ただし、国立大学法人同様、教育研究という業務の実態に照らし、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため期間進行基準を原則としている公立大学法人及び独立採算制を前提とする公営企業型地方独立行政法人には適用しないこととした。

設立団体においては、財務運営の透明性と説明責任を向上させるとともに、経営改善・合理化努力のインセンティブを最大限機能させるよう、(1)及び(2)の改訂の趣旨を踏まえつつ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針（総務大臣決定）」及び「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定）」等も参考にしながら、地方独立行政法人の目標設定及び評価を適切に行っていくことが求められる。

(3) 設立団体が二以上の場合の区分経理

法改正に伴い、会計監査人は、設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告を作成することとなることから、設立団体が二以上の地方独立行政法人において、設立団体間の協議の結果、区分経理を行い、会計監査報告を求める場合は、その旨を設立団体の規則に定めることとした。この場合の基準及び注解における区分経理の取扱いについては、申請等関係事務処理法人における勘定別の区分経理に準ずることとした。

(4) 公立大学法人における受託研究費等に係る業務の情報開示

国立大学法人では、受託研究費と共同研究費をそれぞれ独立した勘定科目にて表示している。

公立大学法人についても、国立大学法人との比較可能性等を確保する観点から、財務諸表等において、受託研究費と共同研究費をそれぞれ独立した勘定科目にて表示すること等を求める改訂を行うこととした。

(5) 公営企業型地方独立行政法人における退職給付に係る会計処理

公営企業型地方独立行政法人は、中期目標期間を単位として事務事業を行う性格の法人であることを根拠に、改訂前の基準（公営企業型）では、地方公営企業からの移行時における退職給付引当金の計上不足額を、移行当初の中期目標期間内で費用化することとしてきた。

一方、地方公営企業会計では、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）を勘案して、平成24年に一部改正された地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）により、新たに計上された退職給付引当金については、最長15事業年度を限度として費用化することができる取扱いとされた（同規則第22条）。

このように、注解と地方公営企業会計の考え方の違いにより、地方公営企業会計が規定する退職給付引当金の計上不足額の費用化期間内に、地方公営企業から公営企業型地方独立行政法人に移行した場合、最長15事業年度を限度とした費用化期間が、移行当初の中期目標期間内に短縮され、公営企業型地方独立行政法人と移行前の地方公営企業との間の経営成績に関して期間比較を損なうおそれが生じていた。

そのため、地方公営企業会計における退職給付引当金の費用化期間と平仄を合わせることにした。

また、国又は地方公共団体からの出向職員に対して一定の要件のもとで退職給付引当金の計上が不要であること、また、行政サービス実施コスト計算書上での引当外退職給付の取扱いが基準で明確化されていなかったことから、所要の改訂を行うことにした。

(6) その他

独立行政法人会計基準等における改訂等を踏まえ、地方独立行政法人においても、補助金等を財源として取得したたな卸資産に係る会計処理及び附属明細書の拡充について規定した。

3 適用時期

改訂後の基準及び注解は、地方独立行政法人法の一部改正に関する規定の施行に合わせ、法改正に伴わない改訂も含め、平成30事業年度から適用する。

ただし、セグメント情報の開示の充実（基準第41及び注解37）については、改正法の施行日（平成30事業年度）から適用することを原則とするが、改正法の附則第4条第7項により、経過措置が適用される地方独立行政法人においては、経過措置終了まで改訂前の基準第41及び注解37を適用する

ことも容認することとする。

また、業務達成基準の原則化（基準第 7 9 並びに注解 5 5 及び 5 6）については、改正法の施行日（平成 3 0 事業年度）から適用することを原則とするが、実務上困難な場合には、平成 3 1 事業年度から適用することも容認することとする。

さらに、公立大学法人における受託研究費等に係る業務の情報開示（基準第 1 5、1 6、5 5、5 7、6 4、6 7 及び 7 5 並びに注解 6 2）については、平成 3 1 事業年度から適用することとする。